

議案第11号 関連資料

明石市下水道条例の一部を改正する条例(案)の概要

1 改正の目的

消費税法及び地方消費税法に定める税率（以下「消費税率」という。）の改定に対応できるよう、下水道使用料等に係る消費税相当額の規定の仕方を見直すため、条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

今後の消費税率の改定への迅速な対応及び事務の効率化を図るため、消費税率にリンクする形の規定とします。

（1）下水道使用料の規定の改正（第13条関係）

（現行）基本料金と従量料金の合計額に100分の108を乗じて得た額

（改正）基本料金と従量料金の合計額に消費税相当額（合計額に消費税率を乗じて得た額）を加えた額

（2）公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分に設ける電線等の占用料の改正（第22条関係）

下水道使用料の規定と同様の改正を行います。

3 施行期日

公布の日

4 他都市の状況

兵庫県下30市町のうち、15市町が消費税率にリンクする形で規定しており、高砂市など5市が同様の規定の仕方に改正予定です。